

令和4年度 経営管理権集積計画（旧富士川町域①）

森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により、経営管理権集積計画を定める。

令和5年2月24日

富士市長 小長井 義正

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)																	
	F4-001	富士市長 小長井 義正	静岡県富士市永田町1丁目100番地																			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)																
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																						
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考						
1	木島	433	130	に	9	山林	0.0571	杉*	59		公告の日から	6年 (2029.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。</p>							
2	木島	435	130	に	10	山林	0.4142	杉*	59													
3	木島	436	130	に	12	山林	0.2552	杉*	59													
4	木島	437	130	に	13	山林	0.0757	杉*	59													
			130	に	14			杉*	59													
			130	に	15			杉*	59													
			130	に	16			杉*	59													

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称		権原の種類
1	木島	433	130	に	9	山林	0.0571	杉*	59					
2	木島	435	130	に	10	山林	0.4142	杉*	59					
3	木島	436	130	に	12	山林	0.2552	杉*	59					
4	木島	437	130	に	13	山林	0.0757	杉*	59					
					14				59					
					15				59					
					16				59					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）	所在地	同上	名称	富士市長 小長井 義正
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住所又は所在地	同上	氏名又は名称	████████████████████

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)																
	F4-002	富士市長 小長井 義正		静岡県富士市永田町1丁目100番地																	
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)															
		乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)		経営管理権の初期		経営管理権の存続期間(終期)(B)		経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)		木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法		乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法		備考							
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の初期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考					
1	木島	390-1	130	ほ	20	山林	0.8515	スギ ヒノキ	60		公告の日から	6年 (2029.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。</p>						
2	木島	390-2	130	ほ	28	山林	0.0647	スギ ヒノキ	60												
			130	ほ	29			スギ ヒノキ	60												

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	F4-004	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正 (氏名又は名称)	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地 (住所又は所在地)												
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権の 初期	経営管理権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を 控除してなお収益がある場合において甲に支払われる べき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況 林齢							備考
1	木島	1356-1	131	に	19	山林	0.6148	ナギ ヒノキ	55		公告の日 から	6年 (2029.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。</p>	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	木島	1356-1	131	に	19	山林	0.6148	ナギヒノキ	55				

この計画に同意する。			
権利の設定を受ける市町村 (乙)	所在地	同上	名称 富士市長 小長井 義正
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)	住所又は所在地	同上	氏名又は名称

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにする。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	F4-007	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正 (氏名又は名称)	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地 (住所又は所在地)												
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権の 始期	経営管理権の 存続期間(終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を 控除してなお収益がある場合において甲に支払われる べき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況 林齢							備考
1	南松野	96-29	136	ろ	1-1	山林	0.0327	ナギ ヒノキ	25		公告の日 から	6年 (2029.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。</p>	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称		権原の種類
1	南松野	96-29	136	ろ	1-1	山林	0.0327	ナギ ヒノキ	25					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)	所在地	同上	名称	富士市長 小長井 義正
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)	住所又は所在地	同上	氏名又は名称	[Redacted]

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにする。
(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	F4-010	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		(名称)		(所在地)											
		経営管理権を設定する森林の 森林所有者 (甲)		(氏名又 は名称)		(住所又は 所在地)											
		乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)				経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行わ れる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を 控除してなお収益がある場合において甲に支払われる べき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考						
番号	所在	地番	林 班	準 林 班	小 班	地 目	面積 (ha)	現況樹 種	現況林 齢	備考							
1	南松野	539-81	136	ほ	1	畑	0.0264	スギ ヒノキ	60		公告の日 から	6年 (2029. 3. 31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	<経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。	
2	南松野	548-29	136	ほ	11	畑	0.0261	スギ ヒノキ	60								

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	准林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	南松野	539-81	136	ほ	1	畑	0.0264	スギ・ヒノキ	60				
2	南松野	548-29	136	ほ	11	畑	0.0261	スギ・ヒノキ	60				

この計画に同意する。														
権利の設定を受ける市町村 (乙)			所在地				同上		名称			富士市長 小長井 義正		
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)			住所又は所在地				同上		氏名又は名称			[Redacted]		

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	F4-013	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地	(住所又は所在地)										
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)	(氏名又は名称)												
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)							経営管理権の初期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考			
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考					
1	岩淵	1746	136	ほ	11	畑	0.0882	ナギノキ	60		公告の日から 6年 (2029.3.31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。	
2	南松野	548-19	138	ろ	79	畑	0.0148	広葉樹	69						

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	岩淵	1746	136	ほ	11	畑	0.0882	アキヒノキ	60					
2	南松野	548-19	138	ろ	79	畑	0.0148	広葉樹 アキ	69					

この計画に同意する。			
権利の設定を受ける市町村 (乙)	所在地	同上	名称
			富士市長 小長井 義正
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)	住所又は所在地	同上	氏名又は名称

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)										
	F4-016	経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	富士市長 小長井 義正		静岡県富士市永田町1丁目100番地										
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		(住所又は所在地)											
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)							経営管理権の初期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考			
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考					
1	南松野	1020-1	137	は	1	畑	0.0991	スギ ヒノキ	71		公告の日から 6年 (2029.3.31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。	
2	南松野	1020-2	137	は	2	畑	0.2479	スギ ヒノキ	57						
3	南松野	1020-3	137	は	3	山林	0.2274	スギ ヒノキ	57						
4	南松野	1020-4				山林	0.1682								
5	南松野	1056	137	は	29	山林	0.0307	スギ ヒノキ	71						
6	南松野	1057-1	137	は	31	山林	0.1150	スギ ヒノキ	76						

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	南松野	1020-1	137	は	1	畑	0.0991	スギ ヒノキ	71		[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
2	南松野	1020-2	137	は	2	畑	0.2479	スギ ヒノキ	57				
3	南松野	1020-3	137	は	3	山林	0.2274	スギ ヒノキ	57				
4	南松野	1020-4				山林	0.1682						
5	南松野	1056	137	は	29	山林	0.0307	スギ ヒノキ	71				
6	南松野	1057-1	137	は	31	山林	0.1150	スギ ヒノキ	76				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

所在地

同上

名称

富士市長 小長井 義正

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所又は
所在地

同上

氏名又は
名称

[Redacted]

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に 2 段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に 2 段書きにする。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	F4-018	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地	(住所又は所在地)											
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(氏名又は名称)													
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	南松野	548-41	136	ほ	11	畑	0.0188	ササヅキ	60		公告の日から	6年(2029.3.31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称		権原の種類
1	南松野	548-41	136	ほ	11	畑	0.0188	ナギノキ	60					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）	所在地	同上	名称	富士市長 小長井 義正
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住所又は所在地	同上	氏名又は名称	

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにする。
(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	F4-019	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正 (氏名又は名称)	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地 (住所又は所在地)												
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権の 初期	経営管理権の 存続期間(終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を 控除してなお収益がある場合において甲に支払われる べき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況 林齢							備考
1	南松野	95	136	ろ	2	山林	0.3454	杉*	55		公告の日 から	6年 (2029.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。</p>	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	南松野	95	136	ろ	2	山林	0.3454	杉*	55				

この計画に同意する。
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 同上 名称 富士市長 小長井 義正
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 同上 氏名又は名称

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにする。
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)																		
	F4-020		富士市長 小長井 義正		静岡県富士市永田町1丁目100番地																		
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)																	
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																							
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考							
1	木島	427-1	130	に	23	山林	0.1348	広葉樹	55		公告の日から	6年 (2029.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。</p>								

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	F4-021	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正 (氏名又は名称)	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地 (住所又は所在地)												
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	木島	410-1	130	ほ	2	山林	0.8674	スギ/ヒノキ 広葉樹	55	一部電線下	公告の日 から	6年 (2029.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。</p>	
2	木島	410-2	130	ほ	3	山林	0.2664	スギ/ヒノキ 広葉樹	71							
3	木島	410-3				山林	0.0191									
4	木島	410-4				山林	0.2000									
5	木島	410-5				山林	0.0932									
6	木島	410-6				山林	0.0337									
7	木島	410-7				山林	0.0528									

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	木島	410-1	130	ほ	2	山林	0.8674	オシダケ 広葉樹	55	一部電線下				
2	木島	410-2	130	ほ	3	山林	0.2664	オシダケ 広葉樹	71					
3	木島	410-3				山林	0.0191							
4	木島	410-4				山林	0.2000							
5	木島	410-5				山林	0.0932							
6	木島	410-6				山林	0.0337							
7	木島	410-7				山林	0.0528							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）	所在地	同上	名称	富士市長 小長井 義正
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住所又は所在地	同上	氏名又は名称	

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別表とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにする。

(5) (B) 欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)											
	F4-022		富士市長 小長井 義正		静岡県富士市永田町1丁目100番地											
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)										
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	木島	376-1	130	ほ	4	山林	1.4072	ナギノキ 広葉樹	55		公告の日から	6年 (2029.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。</p>	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称		権原の種類
1	木島	376-1	130	ほ	4	山林	1.4072	ササヒノキ 広葉樹	55					

この計画に同意する。				
権利の設定を受ける市町村（乙）	所在地	同上	名称	富士市長 小長井 義正
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住所又は所在地	同上	氏名又は名称	

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにする。
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	F4-023	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正							(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地											
		(氏名又は名称)							(住所又は所在地)												
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)															経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考											
1	南松野	338-4	136	に	34	山林	0.0891	杉	61							<p>公告の日から</p>	<p>6年 (2029. 3. 31)</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いを行わない。</p>	
2	南松野	338-5	136	に	34-1	山林	0.1085	広葉樹	61												

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称		権原の種類
1	南松野	338-4	136	に	34	山林	0.0891	杉	61					
2	南松野	338-5	136	に	34-1	山林	0.1085	広葉樹	61					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙） 所在地 **同上** 名称 **富士市長 小長井 義正**
 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住所又は所在地 **同上** 氏名又は名称 **_____**

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにすること。
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	F4-024	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)			(名称)			(所在地)													
		静岡県富士市永田町1丁目100番地			富士市長 小長井 義正			静岡県富士市永田町1丁目100番地													
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)			(氏名又は名称)			(住所又は所在地)													
		静岡県富士市永田町1丁目100番地			富士市長 小長井 義正			静岡県富士市永田町1丁目100番地													
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)																					
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考					
1	南松野	548-50	136	ほ	11	畑	0.0198	広葉樹	60		公告の日 から	6 年 (2029. 3. 31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・ 乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・ 乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・ 乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・ 乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・ 乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・ 甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・ 木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・ 木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・ 森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・ 経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・ 木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・ 甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・ 時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。						
2	南松野	548-62				畑	0.0138														

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	南松野	548-50	136	ほ	11	畑	0.0198	広葉樹 ^{ホト}	60				
2	南松野	548-62				畑	0.0138						

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)	所在地	同上	名称	富士市長 小長井 義正
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)	住所又は所在地	同上	氏名又は名称	[REDACTED]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	F4-028	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正 (氏名又は名称)	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地 (住所又は所在地)												
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	南松野	539-44	136	ほ	1	畑	0.0198	ナギ / ヒノキ	60		公告の日から	6年 (2029. 3. 31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに起こす。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより起こす。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。</p>	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考	
番号	所在	地番	林班	准林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称		権原の種類
1	南松野	539-44	136	ほ	1	畑	0.0198	サギノキ	60					

この計画に同意する。														
権利の設定を受ける市町村 (乙)	所在地	同上	名称	富士市長 小長井 義正										
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)	住所又は所在地	同上	氏名又は名称	[Redacted]										

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにする。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)											
	F4-031	富士市長 小長井 義正		静岡県富士市永田町1丁目100番地												
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)										
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	岩淵	1732-1	132	ち	29	山林	0.3557	スギ ヒノキ	56	一部電線下		6年 (2029.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。</p>	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考											
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称		権原の種類	備考									
1	岩瀬	1732-1	132	ち	29	山林	0.3557	スギ ヒノキ	56	一部電線下														
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>この計画に同意する。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">権利の設定を受ける市町村（乙）</td> <td style="width: 25%;">所在地</td> <td style="width: 25%;">同上</td> <td style="width: 25%;">名称</td> <td>富士市長 小長井 義正</td> </tr> <tr> <td>権利を設定する森林の森林所有者（甲）</td> <td>住所又は所在地</td> <td>同上</td> <td>氏名又は名称</td> <td style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXXXX</td> </tr> </table> </div>															権利の設定を受ける市町村（乙）	所在地	同上	名称	富士市長 小長井 義正	権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住所又は所在地	同上	氏名又は名称	XXXXXXXXXXXX
権利の設定を受ける市町村（乙）	所在地	同上	名称	富士市長 小長井 義正																				
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住所又は所在地	同上	氏名又は名称	XXXXXXXXXXXX																				

（記載注意）

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにする。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)											
	F4-033	経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	富士市長	小長井 義正	静岡県富士市永田町1丁目100番地											
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)										
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	南松野	539-13	136	ほ	1	畑	0.0383	サ* ヒノキ	60		公告の日から	6年 (2029.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。</p>	
2	南松野	539-21			畑	0.0343										
3	南松野	539-38				畑	0.0300									

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)											
	F4-035	富士市長 小長井 義正		静岡県富士市永田町1丁目100番地												
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)										
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	南松野	548-6	136	ほ	13	畑	0.0234	スギ ヒノキ	60		公告の日から	6年 (2029.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。</p>	
2	南松野	548-21	136	ほ	11	畑	0.0234	スギ ヒノキ	60							
3	南松野	548-34				畑	0.0330									
4	南松野	548-48				畑	0.0323									
5	南松野	548-55				畑	0.0204									
6	南松野	548-56				畑	0.0165									
7	南松野	548-57				畑	0.0647									
8	南松野	4910-34	138	は	19	山林	0.3722	ヒノキ	58	M						

M050

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	南松野	548-6	136	ほ	13	畑	0.0234	スギ・ヒノキ	60					
2	南松野	548-21	136	ほ	11	畑	0.0234	スギ・ヒノキ	60					
3	南松野	548-34				畑	0.0330							
4	南松野	548-48				畑	0.0323							
5	南松野	548-55				畑	0.0204							
6	南松野	548-56				畑	0.0165							
7	南松野	548-57				畑	0.0647							
8	南松野	4910-34	138	は	19	山林	0.3722	ヒノキ	58	M				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)	所在地	同上	名称	富士市長 小長井 義正
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)	住所又は所在地	同上	氏名又は名称	XXXXXXXXXX

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにすること。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)								
	F4-037	富士市長 小長井 義正	静岡県富士市永田町1丁目100番地										
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)							
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)								経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)						
1	南松野	539-37	136	ほ	1	畑	0.0416	スギ ヒノキ	60		<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに おこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。</p>
2	南松野	539-91				畑	0.0611						
3	南松野	539-101				畑	0.0204						
4	南松野	539-103	136	に	17	畑	0.0416	スギ ヒノキ	52				
5	南松野	539-105				畑	0.0257						
								公告の日から	6年 (2029.3.31)				

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	南松野	539-37	136	ほ	1	畑	0.0416	スギ ヒノキ	60				
2	南松野	539-91				畑	0.0611						
3	南松野	539-101				畑	0.0204						
4	南松野	539-103	136	に	17	畑	0.0416	スギ ヒノキ	52				
5	南松野	539-105				畑	0.0257						

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)	所在地	同上	名称	富士市長 小長井 義正
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)	住所又は所在地	同上	氏名又は名称	

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにすること。
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)											
	F4-038		富士市長 小長井 義正		静岡県富士市永田町1丁目100番地											
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)										
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	南松野	539-20	136	ほ	7	畑	0.0267	広葉樹 ヒノキ	60		公告の日から	6年 (2029.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。</p>	
2	南松野	539-76	136	ほ	1	畑	0.0188	スギ ヒノキ	60							
3	南松野	548-58	136	ほ	11	畑	0.0251	スギ ヒノキ	60							
4	南松野	550-3	136	ほ	15	畑	0.0373	スギ ヒノキ	60							

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称		権原の種類
1	南松野	539-20	136	ほ	7	畑	0.0267	広葉樹 ^ヒ	60					
2	南松野	539-76	136	ほ	1	畑	0.0188	スギ ^{ヒノキ}	60					
3	南松野	548-58	136	ほ	11	畑	0.0251	スギ ^{ヒノキ}	60					
4	南松野	550-3	136	ほ	15	畑	0.0373	スギ ^{ヒノキ}	60					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)	所在地	同上	名称	富士市長 小長井 義正
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)	住所又は所在地	同上	氏名又は名称	

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	F4-040	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正 (氏名又は名称)	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地 (住所又は所在地)										
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)														
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	南松野	548-53	136 ぽ	11 畑	0.0234	ナギ / ヒノキ	60		公告の日から	6年 (2029. 3. 31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。</p>	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考											
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称		権原の種類	備考									
1	南松野	548-53	136	ほ	11	畑	0.0234	アジノキ	60															
<p>この計画に同意する。</p> <table border="1"> <tr> <td>権利の設定を受ける市町村 (乙)</td> <td>所在地</td> <td>同上</td> <td>名称</td> <td>富士市長 小長井 義正</td> </tr> <tr> <td>権利を設定する森林の森林所有者 (甲)</td> <td>住所又は所在地</td> <td>同上</td> <td>氏名又は名称</td> <td>[REDACTED]</td> </tr> </table>															権利の設定を受ける市町村 (乙)	所在地	同上	名称	富士市長 小長井 義正	権利を設定する森林の森林所有者 (甲)	住所又は所在地	同上	氏名又は名称	[REDACTED]
権利の設定を受ける市町村 (乙)	所在地	同上	名称	富士市長 小長井 義正																				
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)	住所又は所在地	同上	氏名又は名称	[REDACTED]																				

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に 2 段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に 2 段書きにする。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	F4-041	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地										
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)	(氏名又は名称)	(住所又は所在地)										
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)														
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	南松野	548-10	136 ぽ	11	畑	0.0155	ナギ ヒノキ	60			<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いを行わない。	
2	南松野	548-67		畑	0.0241				公告の日から	6年 (2029. 3. 31)				

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	南松野	548-10	136	ほ	11	畑	0.0155	サギヒノキ	60					
2	南松野	548-67				畑	0.0241							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 **同上** 名称 **富士市長 小長井 義正**

権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 **同上** 氏名又は名称 XXXXXXXXXX

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにする。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)											
	F4-042	富士市長 小長井 義正		静岡県富士市永田町1丁目100番地												
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)										
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	南松野	539-28	136	ほ	7	畑	0.0191	スギ ヒノキ	60		公告の日 から	6年 (2029.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。</p>	
2	南松野	539-100	136	ほ	1	畑	0.0234	スギ ヒノキ	60							
3	南松野	548-49	136	ほ	11	畑	0.0317	スギ ヒノキ	60							
4	南松野	550-2	136	ほ	15	畑	0.0433	スギ ヒノキ	60							
5	南松野	550-23				畑	0.0238									
6	南松野	559-2	136	ほ	14	畑	0.0426	スギ ヒノキ	54							

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	南松野	539-28	136	ほ	7	畑	0.0191	スギ・ヒノキ	60					
2	南松野	539-100	136	ほ	1	畑	0.0234	スギ・ヒノキ	60					
3	南松野	548-49	136	ほ	11	畑	0.0317	スギ・ヒノキ	60					
4	南松野	550-2	136	ほ	15	畑	0.0433	スギ・ヒノキ	60					
5	南松野	550-23				畑	0.0238							
6	南松野	559-2	136	ほ	14	畑	0.0426	スギ・ヒノキ	54					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 同上 名称 富士市長 小長井 義正

権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 同上 氏名又は名称 XXXXXXXXXX

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)											
	F4-043	経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	富士市長	小長井 義正	静岡県富士市永田町1丁目100番地											
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)										
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	南松野	548-14	136	ほ	11	畑	0.0396	スギ ヒノキ	60		公告の日から	6年 (2029.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。</p>	
2	南松野	548-37			畑	0.0211										
3	南松野	550-1	136	ほ	15	畑	0.0340	スギ ヒノキ	60							

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	南松野	548-14	136	ほ	11	畑	0.0396	ナギ ヒノキ	60					
2	南松野	548-37				畑	0.0211							
3	南松野	550-1	136	ほ	15	畑	0.0340	ナギ ヒノキ	60					

この計画に同意する。				
権利の設定を受ける市町村 (乙)	所在地	同上	名称	富士市長 小長井 義正
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)	住所又は所在地	同上	氏名又は名称	

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	F4-044	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正 (氏名又は名称)	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地 (住所又は所在地)												
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	南松野	548-28	136	ほ	11	畑	0.0178	ササヅキ	60		公告の日から	6年 (2029.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	南松野	548-28	136	ほ	11	畑	0.0178	サギヒノキ	60					

この計画に同意する。
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 同上 名称 富士市長 小長井 義正
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 同上 氏名又は名称 [REDACTED]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにする。
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)									
	F4-045	経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	富士市長 小長井 義正	(氏名又は名称)	静岡県富士市永田町1丁目100番地	(住所又は所在地)								
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)							経営管理権の初期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考		
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目							面積(ha)	現況樹種
1	南松野	539-27	136	ほ	7	畑	0.0323	スギ ヒノキ	60		<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに おこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。</p>	
2	南松野	548-43	136	ほ	11	畑	0.0366	スギ	60					
3	南松野	548-63	136	ほ	9	畑	0.0862	広葉樹 ヒノキ	54					
4	南松野	548-66	136	ほ	8	畑	0.0079	ヒノキ	54					
5	南松野	4900	138	ろ	61	畑	0.0214	広葉樹	5	M				
							公告の日 から	6年 (2029.3.31)						

M066

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)						(名称) 富士市長 小長井 義正						(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地					
	経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)						(氏名又は名称)						(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)													経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考								
1	南松野	367-2	136	に	23	山林	0.1719	ナギノキ	60				公告の日から	6年 (2029. 3. 31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。</p>	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	南松野	367-2	136	に	23	山林	0.1719	ナギヒノキ	60				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)	所在地	同上	名称	富士市長 小長井 義正
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)	住所又は所在地	同上	氏名又は名称	

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにする。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	F4-051	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正 (氏名又は名称)	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地	(住所又は所在地)											
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	南松野	548-64	136	ほ	10	畑	0.0442	ナギ / ヒノキ	60		公告の日から	6年 (2029. 3. 31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。</p>	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考	
番号	所在	地番	林班	准林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称		権原の種類
1	南松野	548-64	136	ほ	10	畑	0.0442	杉・ヒノキ	60					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)	所在地	同上	名称	富士市長 小長井 義正
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)	住所又は所在地	同上	氏名又は名称	

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	F4-054	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正 (氏名又は名称)	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地 (住所又は所在地)										
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)														
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	木島	409	130 ぼ	12	畑	0.0158	杉*	57	公告の日 から	6年 (2029. 3. 31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。</p>	
2	木島	1249	130 ろ	6	畑	0.0333	杉*	58						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積（ha）	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	木島	409	130	ほ	12	畑	0.0158	※	57					
2	木島	1249	130	ろ	6	畑	0.0333	※	58					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙） 所在地 **同上** 名称 **富士市長 小長井 義正**
権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住所又は所在地 **同上** 氏名又は名称 **[REDACTED]**

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)										
	F4-055	経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	富士市長 小長井 義正	(氏名又は名称)	静岡県富士市永田町1丁目100番地	(住所又は所在地)									
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢						
1	南松野	96-8	136	ろ	1-1	畑	0.0002	広葉樹	51		公告の日から 6年 (2029.3.31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。	
2	南松野	96-19	136	ろ	1-3	畑	0.0109	広葉樹	51						
3	南松野	96-38				畑	0.0502								
4	南松野	96-47				畑	0.0135								
5	南松野	96-74				畑	0.0063								

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	南松野	96-8	136	ろ	1-1	畑	0.0002	広葉樹	51					
2	南松野	96-19	136	ろ	1-3	畑	0.0109	広葉樹	51					
3	南松野	96-38				畑	0.0502							
4	南松野	96-47				畑	0.0135							
5	南松野	96-74				畑	0.0063							

この計画に同意する。														
権利の設定を受ける市町村 (乙)			所在地			同上			名称			富士市長 小長井 義正		
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)			住所又は所在地			同上			氏名又は名称			[Redacted]		

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにする。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	F4-057	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)									
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)									
		静岡県富士市永田町1丁目100番地		富士市長 小長井 義正											
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢						
1	木島	401-2	130	ほ	22	山林	0.0760	ヒノキ	61	公告の日から 6年 (2029.3.31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに甲に現金手渡しによりおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。		
2	木島	412-1	130	は	42	山林	0.2627	広葉樹 スギ ヒノキ	57						
3	木島	413-2	130	は	43	山林	0.2462	広葉樹 スギ ヒノキ	57						
					44			広葉樹 スギ ヒノキ	57						
					46			広葉樹 スギ ヒノキ	57						
					47			広葉樹 スギ ヒノキ	57						
					48			広葉樹 スギ ヒノキ	57						
					49			広葉樹 スギ ヒノキ	57						
4	木島	434	130	は	40	山林	0.1239	スギ ヒノキ	57						
				に	14			スギ ヒノキ	57						

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考			
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称		権原の種類		
1	木島	401-2	130	ほ	22	山林	0.0760	ヒノキ	61							
2	木島	412-1	130	は	42	山林	0.2627	広葉樹 スギ ヒノキ	57							
3	木島	413-2	130	は	43	山林	0.2462	広葉樹 スギ ヒノキ	57							
				は	44			広葉樹 スギ ヒノキ	57							
				は	46			広葉樹 スギ ヒノキ	57							
				は	47			広葉樹 スギ ヒノキ	57							
				は	48			広葉樹 スギ ヒノキ	57							
				は	49			広葉樹 スギ ヒノキ	57							
				は	50			広葉樹 スギ ヒノキ	57							
				に	25			広葉樹 スギ ヒノキ	57							
				に	26			広葉樹 スギ ヒノキ	57							
4	木島	434	130	は	40	山林	0.1239	スギ ヒノキ	57							
				に	14			スギ ヒノキ	57							

この計画に同意する。														
権利の設定を受ける市町村 (乙)			所在地			同上			名称			富士市長 小長井 義正		
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)			住所又は所在地			同上			氏名又は名称			[REDACTED]		

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにすること。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	F4-058	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正 (氏名又は名称)	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地 (住所又は所在地)											
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権の 初期	経営管理権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を 控除してなお収益がある場合において甲に支払われる べき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢						
1	南松野	344-2	136	に	2	畑	0.0942	ナギノキ	62		<p>公告の日 から</p> <p style="text-align: center;">6 年 (2029. 3. 31)</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。</p>	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称		権原の種類
1	南松野	344-2	136	に	2	畑	0.0942	ササヒノキ	62					

この計画に同意する。
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 同上 名称 富士市長 小長井 義正
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 同上 氏名又は名称 [REDACTED]

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)								
	F4-059	経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		富士市長 小長井 義正	静岡県富士市永田町1丁目100番地								
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)							経営管理権の初期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目							面積(ha)
1	木島	391	130	ほ	29	山林	0.7127	広葉樹 ヒノキ	55		<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに おこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。</p>
2	木島	393	130	ほ	30	山林	0.0872	広葉樹 ヒノキ	55				
3	木島	394	130	ほ	31	畑	0.0644	広葉樹 ヒノキ	55				
							公告の日から	6年 (2029. 3. 31)					

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考																
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称		権原の種類	備考														
1	木島	391	130	ほ	29	山林	0.7127	広葉樹 比 / 木	55																				
2	木島	393	130	ほ	30	山林	0.0872	広葉樹 比 / 木	55																				
3	木島	394	130	ほ	31	畑	0.0644	広葉樹 比 / 木	55																				
<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">この計画に同意する。</td> <td style="width: 15%;">所在地</td> <td style="width: 15%;">同上</td> <td style="width: 15%;">名称</td> <td style="width: 5%;">富士市長 小長井 義正</td> </tr> <tr> <td>権利の設定を受ける市町村 (乙)</td> <td></td> <td></td> <td>氏名又は名称</td> <td><div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px;"></div></td> </tr> <tr> <td>権利を設定する森林の森林所有者 (甲)</td> <td>住所又は所在地</td> <td>同上</td> <td>氏名又は名称</td> <td><div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px;"></div></td> </tr> </table>															この計画に同意する。	所在地	同上	名称	富士市長 小長井 義正	権利の設定を受ける市町村 (乙)			氏名又は名称	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px;"></div>	権利を設定する森林の森林所有者 (甲)	住所又は所在地	同上	氏名又は名称	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px;"></div>
この計画に同意する。	所在地	同上	名称	富士市長 小長井 義正																									
権利の設定を受ける市町村 (乙)			氏名又は名称	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px;"></div>																									
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)	住所又は所在地	同上	氏名又は名称	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px;"></div>																									

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別表とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	F4-060	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正 (氏名又は名称)	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地 (住所又は所在地)												
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権の 初期	経営管理権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を 控除してなお収益がある場合において甲に支払われる べき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢							備考
1	木島	1250	130	は	17	畑	0.0846	杉*	57		公告の日 から	6年 (2029.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。</p>	

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)											
	F4-061		富士市長 小長井 義正		静岡県富士市永田町1丁目100番地											
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)										
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	南松野	96-43	136	ろ	1-1	畑	0.0204	広葉樹 ナギ	51		公告の日 から	6年 (2029.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。</p>	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称		権原の種類
1	南松野	96-43	136	ろ	1-1	畑	0.0204	広葉樹*	51					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)	所在地	同上	名称	富士市長 小長井 義正
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)	住所又は所在地	同上	氏名又は名称	[REDACTED]

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにする。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)			(名称)			(所在地)								
	F4-062	富士市長 小長井 義正			静岡県富士市永田町1丁目100番地			(住所又は所在地)							
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権の初期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢						
1	南松野	548-11	136	ほ	12	畑	0.0221	ヒノキ	60	公告の日から	6年 (2029.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 <p>2. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。 	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期</p> <p>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法</p> <p>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 時期、相手方及び方法 <p>乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。</p>	
2	南松野	548-54	136	ほ	11	畑	0.0181	スギ/ヒノキ	60						

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	南松野	548-11	136	ほ	12	畑	0.0221	ヒノキ	60					
2	南松野	548-54	136	ほ	11	畑	0.0181	スギ ヒノキ	60					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 **同上** 名称 **富士市長 小長井 義正**

権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 **同上** 氏名又は名称 [REDACTED]

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に 2 段書きにする。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に 2 段書きにする。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)					(名称)					(所在地)									
	F4-066					富士市長 小長井 義正					静岡県富士市永田町1丁目100番地									
経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)											(氏名又は名称)					(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)											経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考				
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考										
1	南松野	539-39	136	ほ	5	畑	0.1120	広葉樹	57		公告の日から 6年 (2029.3.31)	経営管理実施権が設定される場合 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 経営管理実施権が設定されない場合 ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	経営管理実施権が設定される場合 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	経営管理実施権が設定される場合 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。						
2	南松野	539-98	136	ほ	1	畑	0.0287	ヒノキ	57											
3	南松野	548-9	136	ほ	12	畑	0.0400	ヒノキ	43											

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	南松野	539-39	136	ほ	5	畑	0.1120	広葉樹	57					
2	南松野	539-98	136	ほ	1	畑	0.0287	ヒノキ	57					
3	南松野	548-9	136	ほ	12	畑	0.0400	ヒノキ	43					

この計画に同意する。			
権利の設定を受ける市町村 (乙)	所在地	同上	名称 富士市長 小長井 義正
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)	住所又は所在地	同上	氏名又は名称

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	F4-068	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正 (氏名又は名称)	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地 (住所又は所在地)												
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権の 初期	経営管理権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を 控除してなお収益がある場合において甲に支払われる べき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況 林齢							備考
1	南松野	355-2	136	に	12	山林	0.1398	広葉樹		57		<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。		
2	南松野	360-2	136	に	20	山林	0.0426	ヒノキ		57						
3	南松野	366-2	136	に	30	山林	0.1408	ヒノキ		62						
公告の日 から											6年 (2029. 3. 31)					

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	南松野	355-2	136	に	12	山林	0.1398	広葉樹	57					
2	南松野	360-2	136	に	20	山林	0.0426	ヒノキ	57					
3	南松野	366-2	136	に	30	山林	0.1408	ヒノキ	62					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)	所在地	同上	名称	富士市長 小長井 義正
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)	住所又は所在地	同上	氏名又は名称	

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)											
	F4-069	富士市長 小長井 義正		静岡県富士市永田町1丁目100番地												
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)										
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	南松野	350-2	136	に	29	畑	0.0400	ヒノキ	42		公告の日から	6年 (2029.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。</p>	
2	南松野	356-3	136	に	20	畑	0.0267	ヒノキ 広葉樹	57							
3	南松野	357-1	136	に	12	山林	0.0221	ヒノキ	57							
4	南松野	361-1	136	に	21	畑	0.0175	ヒノキ 広葉樹	57							

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	南松野	350-2	136	に	29	畑	0.0400	ヒノキ	42					
2	南松野	356-3	136	に	20	畑	0.0267	ヒノキ 広葉樹	57					
3	南松野	357-1	136	に	12	山林	0.0221	ヒノキ	57					
4	南松野	361-1	136	に	21	畑	0.0175	ヒノキ 広葉樹	57					
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 同上 名称 富士市長 小長井 義正 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 同上 氏名又は名称 														

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにする。
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)										
	F4-070	経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	富士市長 小長井 義正	(氏名又は名称)	静岡県富士市永田町1丁目100番地	(住所又は所在地)									
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢						
1	南松野	539-53	136	ほ	1	畑	0.0271	スギ ヒノキ	60		<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。		
2	南松野	539-57				畑	0.0323								
3	南松野	539-79				畑	0.0175								
4	南松野	539-89				畑	0.0413								
5	南松野	539-106	136	に	16	畑	0.0426	スギ	54						
6	南松野	550-7	136	ほ	15	畑	0.0280	スギ	57						
7	南松野	1021	137	は	1	畑	0.0770	スギ	57						
8	南松野	4910-6	138	は	3	山林	0.0393	スギ	63						
											公告の日から	6年(2029.3.31)			

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	南松野	539-53	136	ほ	1	畑	0.0271	スギ ヒノキ	60				
2	南松野	539-57				畑	0.0323						
3	南松野	539-79				畑	0.0175						
4	南松野	539-89				畑	0.0413						
5	南松野	539-106	136	に	16	畑	0.0426	スギ	54				
6	南松野	550-7	136	ほ	15	畑	0.0280	スギ	57				
7	南松野	1021	137	は	1	畑	0.0770	スギ	57				
8	南松野	4910-6	138	は	3	山林	0.0393	スギ	63				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)	所在地	同上	名称	富士市長 小長井 義正
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)	住所又は所在地	同上	氏名又は名称	

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにすること。
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)										
	F4-071	富士市長 小長井 義正		静岡県富士市永田町1丁目100番地											
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)									
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)								経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考		
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)							現況樹種	現況林齢
1	南松野	539-8	136	ほ	1	畑	0.0277	スギ ヒノキ	60		<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに おこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。</p>		
2	南松野	539-43				畑	0.0509								
3	南松野	539-46				畑	0.0251								
4	南松野	548-47	136	ほ	11	畑	0.0261	スギ ヒノキ	60						
											公告の日から	6年(2029.3.31)			

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	南松野	539-8	136	ほ	1	畑	0.0277	スギ ヒノキ	60					
2	南松野	539-43				畑	0.0509							
3	南松野	539-46				畑	0.0251							
4	南松野	548-47	136	ほ	11	畑	0.0261	スギ ヒノキ	60					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)	所在地	同上	名称	富士市長 小長井 義正
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)	住所又は所在地	同上	氏名又は名称	

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにする。
(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	F4-073	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)					(名称) 富士市長 小長井 義正					(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)					(氏名又は名称)					(住所又は所在地)							
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)														経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考									
1	南松野	539-18	136	ほ	1	畑	0.0353	ナギ	ヒノキ	60		<p>公告の日から</p> <p style="text-align: center;">6年 (2029. 3. 31)</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに起こす。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより起こす。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。</p>				
2	南松野	539-104	136	に	17	畑	0.0413	ヒノキ	52										

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	南松野	539-18	136	ほ	1	畑	0.0353	アキ ヒノキ	60					
2	南松野	539-104	136	に	17	畑	0.0413	ヒノキ	52					

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 同上 名称 富士市長 小長井 義正 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 同上 氏名又は名称 XX

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにする。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)									
	F4-075	経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	富士市長 小長井 義正	(氏名又は名称)	静岡県富士市永田町1丁目100番地	(住所又は所在地)								
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)							経営管理権の初期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考		
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目							面積(ha)	現況樹種
1	南松野	73-2	136	ろ	1	山林	0.5517	スギ ヒノキ	51		<p>公告の日から</p> <p>6年(2029.3.31)</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。</p>
2	南松野	93-1	136	ろ	1-1	山林	0.0396	スギ ヒノキ	51					
3	南松野	93-2				山林	0.0317							
4	南松野	94				山林	0.4138							
5	南松野	113				山林	0.4958							
6	南松野	98-4	136	ろ	3-1	山林	0.1285	広葉樹	25	一部電線下				
7	南松野	99-3	136	ろ	1-2	山林	0.0034	広葉樹	25	一部電線下				
8	南松野	99-4				山林	0.0343							
9	南松野	98-1	136	ろ	2	山林	0.1413	スギ	55					
10	南松野	98-3	136	ろ	3	山林	0.2270	ヒノキ	45					
11	南松野	99-1	136	ろ	4	山林	0.5795	ヒノキ	89					
12	南松野	99-2	136	ろ	5	山林	0.2140	ヒノキ	55					
13	南松野	100	136	ろ	5-1	山林	1.6046	ヒノキ	43					
14	南松野	101-1-1	136	ろ	10	山林	0.0509	ヒノキ	59					
15	南松野	101-1-2	136	ろ	11	山林	0.0889	ヒノキ	64					
16	南松野	101-1-3	136	に	7	山林	0.0512	スギ ヒノキ	59					
17	南松野	101-1-4	136	に	8	山林	0.0971	スギ ヒノキ	59					
18	南松野	101-2	136	に	9	山林	0.3649	ヒノキ	64					
19	南松野	102	136	に	10	山林	0.0284	スギ ヒノキ	58					
20	南松野	103	136	に	11	山林	0.0919	ヒノキ	47					
21	南松野	104-1	136	に	29	山林	0.9561	ヒノキ	42					
22	南松野	104-2				山林	0.1184							
23	南松野	104-3				山林	0.0465							
24	南松野	105				山林	0.1957							
25	南松野	107				山林	1.9308							

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)											経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行わ れる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を 控除してなお収益がある場合において甲に支払われる べき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林 班	準 林 班	小 班	地 目	面積 (ha)	現 況 樹 種	現 況 林 齢	備考						
26	南松野	336				山林	1.5993				同上	同上	同上	同上	同上	
27	南松野	342				山林	0.0423									
28	南松野	343-1				山林	2.2596									
29	南松野	346				山林	0.5130									
30	南松野	347				山林	0.0697									
31	南松野	348-1				山林	0.3424									
32	南松野	348-2				山林	0.0823									
33	南松野	349-1				山林	0.0991									
34	南松野	349-2				山林	0.1342									
35	南松野	350-1				山林	0.0555									
36	南松野	351-1				山林	0.0366									
37	南松野	351-3				山林	0.0152									
38	南松野	354-2				山林	0.1451									
39	南松野	357-3	136	に	12	山林	0.1137	スギ/ヒノキ	57							
40	南松野	362-3	136	に	21	山林	0.0433	スギ/ヒノキ	57							

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	南松野	73-2	136	ろ	1	山林	0.5517	スギ ヒノキ	51				
2	南松野	93-1	136	ろ	1-1	山林	0.0396	スギ ヒノキ	51				
3	南松野	93-2				山林	0.0317						
4	南松野	94				山林	0.4138						
5	南松野	113				山林	0.4958						
6	南松野	98-4	136	ろ	3-1	山林	0.1285	広葉樹	25	一部電線 下			
7	南松野	99-3	136	ろ	1-2	山林	0.0034	広葉樹	25	一部電線 下			
8	南松野	99-4				山林	0.0343						
9	南松野	98-1	136	ろ	2	山林	0.1413	スギ	55				
10	南松野	98-3	136	ろ	3	山林	0.2270	ヒノキ	45				
11	南松野	99-1	136	ろ	4	山林	0.5795	ヒノキ	89				
12	南松野	99-2	136	ろ	5	山林	0.2140	ヒノキ	55				
13	南松野	100	136	ろ	5-1	山林	1.6046	ヒノキ	43				
14	南松野	101-1-1	136	ろ	10	山林	0.0509	ヒノキ	59				
15	南松野	101-1-2	136	ろ	11	山林	0.0889	ヒノキ	64				
16	南松野	101-1-3	136	に	7	山林	0.0512	スギ ヒノキ	59				
17	南松野	101-1-4	136	に	8	山林	0.0971	スギ ヒノキ	59				
18	南松野	101-2	136	に	9	山林	0.3649	ヒノキ	64				
19	南松野	102	136	に	10	山林	0.0284	スギ ヒノキ	58				
20	南松野	103	136	に	11	山林	0.0919	ヒノキ	47				
21	南松野	104-1	136	に	29	山林	0.9561	ヒノキ	42				
22	南松野	104-2				山林	0.1184						
23	南松野	104-3				山林	0.0465						
24	南松野	105				山林	0.1957						
25	南松野	107				山林	1.9308						

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
26	南松野	336				山林	1.5993				同上	同上	同上	同上
27	南松野	342				山林	0.0423							
28	南松野	343-1				山林	2.2596							
29	南松野	346				山林	0.5130							
30	南松野	347				山林	0.0697							
31	南松野	348-1				山林	0.3424							
32	南松野	348-2				山林	0.0823							
33	南松野	349-1				山林	0.0991							
34	南松野	349-2				山林	0.1342							
35	南松野	350-1				山林	0.0555							
36	南松野	351-1				山林	0.0366							
37	南松野	351-3				山林	0.0152							
38	南松野	354-2				山林	0.1451							
39	南松野	357-3	136	に	12	山林	0.1137	スギ ヒノキ	57					
40	南松野	362-3	136	に	21	山林	0.0433	スギ ヒノキ	57					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 **同上** 名称 **富士市長 小長井 義正**

権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 **同上** 氏名又は名称 

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにする。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	F4-077	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正			(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)			(氏名又は名称)			(住所又は所在地)								
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	木島	1517-009	132	ち	62	山林	0.2000	杉* ヒノキ	55	貸付林		6年 (2029.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いを行わない。</p>	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	本島	1517-009	132	ち	62	山林	0.2000	スギ ヒノキ	55	賞付林				
			132	ち	64			スギ ヒノキ	55					
			132	リ	5			スギ ヒノキ	55					
			132	リ	6			スギ ヒノキ	55					
			132	リ	7			スギ ヒノキ	55					
			132	リ	8			スギ ヒノキ	55					
			132	リ	8			スギ ヒノキ	55					
			132	リ	9			スギ ヒノキ	55					
			132	リ	10			スギ ヒノキ	55					
			132	リ	11			スギ ヒノキ	55					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 **同上** 名称 **富士市長 小長井 義正**

権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 **同上** 氏名又は名称 

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)																
	F4-078		富士市長 小長井 義正		静岡県富士市永田町1丁目100番地																
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)															
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																					
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考					
1	木島	441	130	は	26	畑	0.0320	スギ ヒノキ	64		公告の日から	6年 (2029.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに起こさう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより起こさう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。</p>						
2	木島	1252	130	ろ	4	畑	0.0165	スギ	60												
3	木島	1253				畑	0.0442														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	木島	441	130	は	26	畑	0.0320	ナギ / ヒノキ	64				
2	木島	1252	130	ろ	4	畑	0.0165	ナギ	60				
3	木島	1253				畑	0.0442						

この計画に同意する。	
権利の設定を受ける市町村（乙）	所在地 同上 名称 富士市長 小長井 義正
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住所又は所在地 同上 氏名又は名称 

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)											
	F4-079	富士市長 小長井 義正		静岡県富士市永田町1丁目100番地												
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)										
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	木島	1517-012	132	ち	62	山林	0.2000	スギ ヒノキ	55	貸付林		6年 (2029.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いを行わない。</p>	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	本島	1517-012	132	ち	62	山林	0.2000	スギ ヒノキ	55	貸付林				
			132	ち	64			スギ ヒノキ	55					
			132	リ	5			スギ ヒノキ	55					
			132	リ	6			スギ ヒノキ	55					
			132	リ	7			スギ ヒノキ	55					
			132	リ	8			スギ ヒノキ	55					
			132	リ	8			スギ ヒノキ	55					
			132	リ	9			スギ ヒノキ	55					
			132	リ	10			スギ ヒノキ	55					
			132	リ	11			スギ ヒノキ	55					
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村（乙） 所在地 同上 名称 富士市長 小長井 義正</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住所又は所在地 同上 氏名又は名称 </p>														

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	F4-080	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正 (氏名又は名称)	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地 (住所又は所在地)										
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	木島	439	130に8	山林	0.1877	ナギノキ	54		公告の日から	6年 (2029. 3. 31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。	
2	木島	443		山林	0.2208									

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称		権原の種類
1	木島	439	130	に	8	山林	0.1877	ナギヒノキ	54					
2	木島	443				山林	0.2208							
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 同上 名称 富士市長 小長井 義正</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 同上 氏名又は名称 </p>														

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)											
	F4-081	富士市長 小長井 義正		静岡県富士市永田町1丁目100番地												
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)										
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	南松野	96-30	136	ろ	1-2	畑	0.0330	広葉樹	25		公告の日から	6年 (2029.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。</p>	
2	南松野	352-2	136	に	9	山林	0.0396	ヒキ	64							
3	南松野	354-1	136	に	10	山林	0.1642	スギ/ヒキ	58							
4	南松野	539-86	130	ろ	8	山林	0.0310	スギ	59							
5	木島	1245	136	ほ	1	山林	0.0122	スギ/ヒキ	60							

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	南松野	96-30	136	ろ	1-2	畑	0.0330	広葉樹	25				
2	南松野	352-2	136	に	9	山林	0.0396	ヒノキ	64				
3	南松野	354-1	136	に	10	山林	0.1642	スギ/ヒノキ	58				
4	南松野	539-86	130	ろ	8	山林	0.0310	スギ	59				
5	木島	1245	136	ほ	1	山林	0.0122	スギ/ヒノキ	60				

この計画に同意する。														
権利の設定を受ける市町村 (乙)			所在地			同上			名称			富士市長 小長井 義正		
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)			住所又は所在地			同上			氏名又は名称			[Redacted]		

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	F4-083	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)				(名称)				(所在地)					
		静岡市 小長井 義正				(氏名又は名称)				(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢						
1	南松野	365-1	136	に	27	山林	0.0466	スギ ヒノキ	57		<p>公告の日から</p> <p>6年(2029.3.31)</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。</p>	
2	南松野	366-1	136	に	30	畑	0.0277	スギ ヒノキ	62						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称		権原の種類
1	南松野	365-1	136	に	27	山林	0.0466	スギ・ヒノキ	57					
2	南松野	366-1	136	に	30	畑	0.0277	スギ・ヒノキ	62					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）	所在地	同上	名称	富士市長 小長井 義正
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住所又は所在地	同上	氏名又は名称	

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにする。
(5) (B) 欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		(名称)		(所在地)											
	F4-084		富士市長 小長井 義正		静岡県富士市永田町1丁目100番地											
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)										
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)																
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	南松野	356-2	136	に	12	山林	0.0495	広葉樹 入	57		公告の日から	6年 (2029. 3. 31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。</p>	
2	南松野	362-2	136	に	21	畑	0.0304	広葉樹 入	57							

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	南松野	356-2	136	に	12	山林	0.0495	広葉樹	57					
2	南松野	362-2	136	に	21	畑	0.0304	広葉樹	57					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 同上 名称 富士市長 小長井 義正

権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 同上 氏名又は名称 [Redacted]

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにする。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	F4-087	経営管理権の設定を受ける市 町村 (乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正								(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地					
		経営管理権を設定する森林の 森林所有者 (甲)	(氏名又 は名称)								(住所又は 所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)											経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行わ れる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を 控除してなお収益がある場合において甲に支払われる べき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番 号	所 在	地 番	林 班	準 林 班	小 班	地 目	面 積 (ha)	現 況 樹 種	現 況 林 齢	備 考						
1	南松野	548-31	136	ほ	11	畑	0.0502	ヒノキ	60		公告の日 から	6年 (2029. 3. 31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。 	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに起こす。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより起こす。 <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。 	
2	南松野	548-51				畑	0.0171									

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	南松野	548-31	136	ほ	11	畑	0.0502	ヒノキ	60					
2	南松野	548-51				畑	0.0171							

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙)	所在地	同上	名称	富士市長 小長井 義正
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)	住所又は所在地	同上	氏名又は名称	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 1em;"></div>

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにする。
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	F4-088	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)					(名称) 富士市長 小長井 義正					(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)					(氏名又は名称)					(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	南松野	539-56	136	ほ	1	畑	0.0261	サトウ/ヒキ	60		公告の日から	6年 (2029.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。</p>	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称		権原の種類
1	南松野	539-56	136	ほ	1	畑	0.0261	サトウキビ	60					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)	所在地	同上	名称	富士市長 小長井 義正
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)	住所又は所在地	同上	氏名又は名称	XXXXXXXXXX

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにする。
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	F4-090	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正 (氏名又は名称)	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地 (住所又は所在地)											
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢						
1	南松野	96-11	136	ろ	1	畑	0.0759	広葉樹	51		<p>公告の日から</p> <p style="text-align: center;">6年 (2029.3.31)</p>	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。</p>	
2	南松野	96-14	136	ろ	1-1	畑	0.0161	広葉樹	51						
3	南松野	96-61				畑	0.0090								
4	南松野	96-35				畑	0.0415								
5	南松野	96-50				畑	0.0163								
6	南松野	96-51				畑	0.0017								
7	南松野	96-67				畑	0.0012								
8	南松野	96-69				畑	0.0032								

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積（ha）	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称		権原の種類
1	南松野	96-11	136	ろ	1	畑	0.0759	広葉樹	51					
2	南松野	96-14	136	ろ	1-1	畑	0.0161	広葉樹	51					
3	南松野	96-61				畑	0.0090							
4	南松野	96-35				畑	0.0415							
5	南松野	96-50				畑	0.0163							
6	南松野	96-51				畑	0.0017							
7	南松野	96-67				畑	0.0012							
8	南松野	96-69				畑	0.0032							
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>この計画に同意する。</p> <p> 権利の設定を受ける市町村（乙） 所在地 同上 名称 富士市長 小長井 義正 </p> <p> 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住所又は所在地 同上 氏名又は名称 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX </p> </div>														

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別表とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)											
	F4-092	富士市長 小長井 義正	静岡県富士市永田町1丁目100番地													
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)										
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	岩淵	1748-1	137	は	31	山林	0.9213	広葉樹	50		公告の日から	6年 (2029.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。</p>	
2	南松野	1057-2	132	ち	7-1	山林	0.0511	広葉樹	59							
3	南松野	4910-15	138	は	3	山林	0.1233	広葉樹	63							

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	岩淵	1748-1	137	は	31	山林	0.9213	広葉樹	50				
2	南松野	1057-2	132	ち	7-1	山林	0.0511	広葉樹	59				
3	南松野	4910-15	138	は	3	山林	0.1233	広葉樹	63				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 **同上** 名称 **富士市長 小長井 義正**

権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 **同上** 氏名又は名称 [REDACTED]

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)											
	F4-093	経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	富士市長 小長井 義正	(氏名又は名称)	静岡県富士市永田町1丁目100番地	(住所又は所在地)										
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	南松野	96-2	136	ろ	1	畑	0.0330	ヒノキ 広葉樹	25		公告の日から	6年 (2029. 3. 31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。	
2	南松野	96-23	136	ろ	1-3	畑	0.0238	ヒノキ	55							
3	南松野	539-34	136	ほ	1	畑	0.0198	スギ ヒノキ	60							
4	南松野	539-62				畑	0.0406									

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考										
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		備考									
1	南松野	96-2	136	ろ	1	畑	0.0330	ヒノキ 広葉樹	25															
2	南松野	96-23	136	ろ	1-3	畑	0.0238	ヒノキ	55															
3	南松野	539-34	136	ほ	1	畑	0.0198	スギ ヒノキ	60															
4	南松野	539-62				畑	0.0406																	
<p>この計画に同意する。</p> <table border="1"> <tr> <td>権利の設定を受ける市町村 (乙)</td> <td>所在地</td> <td>同上</td> <td>名称</td> <td>富士市長 小長井 義正</td> </tr> <tr> <td>権利を設定する森林の森林所有者 (甲)</td> <td>住所又は所在地</td> <td>同上</td> <td>氏名又は名称</td> <td></td> </tr> </table>															権利の設定を受ける市町村 (乙)	所在地	同上	名称	富士市長 小長井 義正	権利を設定する森林の森林所有者 (甲)	住所又は所在地	同上	氏名又は名称	
権利の設定を受ける市町村 (乙)	所在地	同上	名称	富士市長 小長井 義正																				
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)	住所又は所在地	同上	氏名又は名称																					

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにする。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)											
	F4-097		富士市長 小長井 義正		静岡県富士市永田町1丁目100番地											
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)										
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	南松野	539-111	130	は	2	畑	0.0938	ヒノキ	60		公告の日から	6年 (2029.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。</p>	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称		権原の種類
1	南松野	539-111	130	は	2	畑	0.0938	ヒノキ	60					
			130	は	6			ヒノキ	60					
			130	は	7			ヒノキ	60					
			130	は	8			ヒノキ	60					

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙)	所在地	同上	名称	富士市長 小長井 義正
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)	住所又は所在地	同上	氏名又は名称	[Redacted]

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにする。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	F4-098	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		(名称)		(所在地)									
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)									
		経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		富士市長 小長井 義正		静岡県富士市永田町1丁目100番地									
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)													
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢						
1	南松野	539-3	136	ほ	1	畑	0.0178	スギ ヒノキ	60		公告の日から	6年 (2029.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。</p> <p>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。</p> <p>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>
2	南松野	539-14				畑	0.0191								

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	南松野	539-3	136	ほ	1	畑	0.0178	スギ ヒノキ	60					
2	南松野	539-14				畑	0.0191							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）	所在地	同上	名称	富士市長 小長井 義正
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住所又は所在地	同上	氏名又は名称	

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにする。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)											
	F4-099	富士市長 小長井 義正		静岡県富士市永田町1丁目100番地												
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)										
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	南松野	539-73	131	は	11	山林	0.0919	広葉樹	10		公告の日から	6年 (2029.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。</p>	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	南松野	539-73	131	は	11	山林	0.0919	広葉樹	10				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 **同上** 名称 **富士市長 小長井 義正**

権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 **同上** 氏名又は名称 **[Redacted]**

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにする。
(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)											
	F4-100		富士市長 小長井 義正		静岡県富士市永田町1丁目100番地											
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)										
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	南松野	558-2	131	ろ	21	山林	0.0132	杉*	52		公告の日から	6年 (2029.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。</p>	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称		権原の種類
1	南松野	558-2	131	ろ	21	山林	0.0132	杉	52					

この計画に同意する。			
権利の設定を受ける市町村 (乙)	所在地	同上	名称 富士市長 小長井 義正
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)	住所又は所在地	同上	氏名又は名称 [REDACTED]

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	F4-101	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)					(名称) 富士市長 小長井 義正					(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)					(氏名又は名称)					(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考							
1	南松野	96-33	136	ろ	1-3	畑	0.0304	スギ ヒノキ	25		公告の日から	6年 (2029. 3. 31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに起こさう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより起こさう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。</p>		
2	南松野	96-36	136	ろ	1-2	畑	0.0383	スギ ヒノキ	25								

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)											
	F4-103	富士市長 小長井 義正		静岡県富士市永田町1丁目100番地												
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)										
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	南松野	539-23	136	ほ	6	畑	0.0238	スギ ヒノキ	60		公告の日から	6年 (2029.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。</p>	
2	南松野	548-52	136	ほ	11	畑	0.0247	スギ ヒノキ	60							
3	南松野	550-18	136	ほ	15	畑	0.0320	スギ ヒノキ	57							
4	南松野	550-24				畑	0.0277									
5	南松野	550-26				畑	0.0195									

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考					
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称		権原の種類				
1	南松野	539-23	136	ほ	6	畑	0.0238	スギ ヒノキ	60									
2	南松野	548-52	136	ほ	11	畑	0.0247	スギ ヒノキ	60									
3	南松野	550-18	136	ほ	15	畑	0.0320	スギ ヒノキ	57									
4	南松野	550-24				畑	0.0277											
5	南松野	550-26				畑	0.0195											

この計画に同意する。			
権利の設定を受ける市町村 (乙)	所在地	同上	名称 富士市長 小長井 義正
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)	住所又は所在地	同上	氏名又は名称 XXXXXXXXXX

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)											
	F4-105		富士市長 小長井 義正		静岡県富士市永田町1丁目100番地											
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)										
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	南松野	539-94	130	は	1-1	畑	0.1381	広葉樹 広葉樹 広葉樹	57 57 57	一部若齢林	公告の日から	6年 (2029.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。</p>	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	南松野	539-94	130	は	1-1	畑	0.1381	広葉樹 入 き	57	一部若齢 林				
			130	は	3			広葉樹 入 き	57					
			130	は	4			広葉樹 入 き	57					
<p>この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 同上 名称 富士市長 小長井 義正</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は 所在地 同上 氏名又は 名称 XXXXXXXXXX</p>														

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別表とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにする。
(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)										
	F4-106	経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	富士市長 小長井 義正	(氏名又は名称)	静岡県富士市永田町1丁目100番地	(住所又は所在地)									
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)							経営管理権の初期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考			
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目							面積(ha)	現況樹種	現況林齢
1	南松野	96-17	136	ろ	1-1	畑	0.0289	広葉樹	51	一部電線下	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに おこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。</p>		
2	南松野	96-20	136	ろ	1-2	畑	0.0274	広葉樹	51						
3	南松野	96-26	136	ろ	1-3	畑	0.0283	広葉樹	51						
4	南松野	96-32				畑	0.0210								
5	南松野	96-53				畑	0.0041								
											公告の日から	6年 (2029. 3. 31)			

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称		権原の種類
1	南松野	96-17	136	ろ	1-1	畑	0.0289	広葉樹	51	一部電線下				
2	南松野	96-20	136	ろ	1-2	畑	0.0274	広葉樹	51					
3	南松野	96-26	136	ろ	1-3	畑	0.0283	広葉樹	51					
4	南松野	96-32				畑	0.0210							
5	南松野	96-53				畑	0.0041							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 同上 名称 富士市長 小長井 義正

権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 同上 氏名又は名称 [REDACTED]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)											
	F4-107		富士市長 小長井 義正		静岡県富士市永田町1丁目100番地											
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)										
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	南松野	539-15	136	ほ	1	畑	0.0244	ナギ / ヒノキ	60		公告の日から	6年 (2029.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。</p>	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称		権原の種類
1	南松野	539-15	136	ほ	1	畑	0.0244	ナギ ヒノキ	60					

この計画に同意する。		
権利の設定を受ける市町村 (乙)	所在地	同上
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)	住所又は所在地	同上
	名称	富士市長 小長井 義正
	氏名又は名称	

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
(5) (B) 欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)											
	F4-108	富士市長 小長井 義正		静岡県富士市永田町1丁目100番地												
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)										
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	南松野	539-93	136	ほ	1	畑	0.0780	スギ/ヒノキ	60							
2	木島	1385	132	ち	58	山林	0.0690	ヒノキ	62							
3	岩淵	1893-3	132	ち	36	山林	0.0406	スギ/ヒノキ	63							
4	岩淵	1893-6	132	ち	35	山林	0.0500	スギ/ヒノキ	63							
5	木島	1382-001	132	ち	47	山林	0.0200	スギ/ヒノキ	59	林小班の一部						
			132	ち	48			スギ/ヒノキ	59							
			132	ち	50			スギ/ヒノキ	59							
			132	ち	51			スギ/ヒノキ	59							
			132	ち	53			スギ/ヒノキ	59							
			132	り	12			スギ/ヒノキ	59							
											公告の日から	6年(2029.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営</p> <p>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理</p> <p>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業</p> <p>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <p>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <p>・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <p>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項</p> <p>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。</p> <p>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。</p> <p>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <p>・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項</p> <p>・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期</p> <p>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに起こさう。</p> <p>2. 相手方及び方法</p> <p>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより起こさう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法</p> <p>乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。</p>	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	南松野	539-93	136	ほ	1	畑	0.0780	スギ・ヒノキ	60				
2	木島	1385	132	ち	58	山林	0.0690	ヒノキ	62				
3	岩淵	1893-3	132	ち	36	山林	0.0406	スギ・ヒノキ	63				
4	岩淵	1893-6	132	ち	35	山林	0.0500	スギ・ヒノキ	63				
5	木島	1382-001	132	ち	47	山林	0.0200	スギ・ヒノキ	59	林小班の一部			
			132	ち	48			スギ・ヒノキ	59				
			132	ち	50			スギ・ヒノキ	59				
			132	ち	51			スギ・ヒノキ	59				
			132	ち	53			スギ・ヒノキ	59				
			132	り	12			スギ・ヒノキ	59				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）	所在地	同上	名称	富士市長 小長井 義正
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住所又は所在地	同上	氏名又は名称	

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	F4-109	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		(名称)				(所在地)													
		富士市長 小長井 義正		(氏名又は名称)				(住所又は所在地)													
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)																			
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)													経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考			
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考											
1	南松野	539-36	136	ほ	1	畑	0.0938	ナギ ヒノキ	60			公告の日から	6年 (2029.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営</p> <p>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理</p> <p>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業</p> <p>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <p>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <p>・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <p>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項</p> <p>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。</p> <p>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。</p> <p>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <p>・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項</p> <p>・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期</p> <p>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに起こす。</p> <p>2. 相手方及び方法</p> <p>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法</p> <p>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>					
2	南松野	539-47				畑	0.0723														
3	南松野	539-51				畑	0.0238														
4	南松野	539-60				畑	0.0654														
5	南松野	539-61				畑	0.0195														
6	南松野	539-92				畑	0.0261														
7	南松野	548-25	136	ほ	11	畑	0.0373	ナギ ヒノキ	60												

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	南松野	539-36	136	ほ	1	畑	0.0938	スギ ヒノキ	60				
2	南松野	539-47				畑	0.0723						
3	南松野	539-51				畑	0.0238						
4	南松野	539-60				畑	0.0654						
5	南松野	539-61				畑	0.0195						
6	南松野	539-92				畑	0.0261						
7	南松野	548-25	136	ほ	11	畑	0.0373	スギ ヒノキ	60				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 **同上** 名称 **富士市長 小長井 義正**

権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 **同上** 氏名又は名称 **[REDACTED]**

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別案とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	F4-110	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地	経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)	(氏名又は名称)	(住所又は所在地)									
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)																
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	南松野	559-4	136	へ	1	山林	0.0383	ヒノキ	65		公告の日 から	6年 (2029. 3. 31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>	

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		(名称)		(所在地)											
	F4-111	経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)	富士市長 小長井 義正	(氏名又は名称)	静岡県富士市永田町1丁目100番地	(住所又は所在地)										
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢							備考
1	南松野	539-9	136	ほ	1	山林	0.0363	スギ ヒノキ	60		<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。			
2	南松野	539-10				山林	0.0201									
3	南松野	539-32				山林	0.1649									
4	南松野	548-4	136	ほ	11	山林	0.0284	スギ	60							
5	南松野	557-2	136	ほ	15	山林	0.0201	スギ	60							
											公告の日から	6年 (2029.3.31)				

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)										
	F4-114	経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	富士市長 小長井 義正	(氏名又は名称)	静岡県富士市永田町1丁目100番地	(住所又は所在地)									
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢						
1	南松野	96-34	136	ろ	1-2	畑	0.0152	スギ/ヒノキ 広葉樹	25		<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。</p>		
2	南松野	96-64				畑	0.0026								
3	南松野	96-65				畑	0.0008								
4	南松野	96-39	130	ほ	21	畑	0.0561	スギ/ヒノキ	60						
											公告の日から	6年 (2029. 3. 31)			

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考					
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称		権原の種類	備考			
1	南松野	96-34	136	ろ	1-2	畑	0.0152	スギ 広葉樹	25									
2	南松野	96-64				畑	0.0026											
3	南松野	96-65				畑	0.0008											
4	南松野	96-39	130	ほ	21	畑	0.0561	スギ ヒノキ	60									

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)	所在地	同上	名称	富士市長 小長井 義正
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)	住所又は所在地	同上	氏名又は名称	

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)						(名称)			(所在地)						
	F4-115						富士市長 小長井 義正			静岡県富士市永田町1丁目100番地						
経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)						(氏名又は名称)			(住所又は所在地)							
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	南松野	96-7	136	ろ	1-3	畑	0.0287	広葉樹	25							
2	木島	408	130	ほ	11	畑	0.0485	サキ/ヒノキ	59							
3	木島	1247	130	ろ	7	畑	0.0320	サキ	57							
			130	ろ	10			サキ	57							

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)											
	F4-118	富士市長 小長井 義正		静岡県富士市永田町1丁目100番地												
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)										
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	南松野	96-6	136	ろ	1-1	畑	0.0337	広葉樹	25		公告の日から	6年 (2029.3.31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。	
2	南松野	96-15	136	ろ	1-2	畑	0.0092	広葉樹	25							
3	南松野	96-31	136	ろ	1-3	畑	0.0340	広葉樹	25							
4	南松野	96-49				畑	0.0095									
5	南松野	96-62				畑	0.0072									
6	南松野	96-41	136	ろ	1-1	畑	0.0423	アキヒメ広葉樹	51							

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	南松野	96-6	136	ろ	1-1	畑	0.0337	広葉樹	25				
2	南松野	96-15	136	ろ	1-2	畑	0.0092	広葉樹	25				
3	南松野	96-31	136	ろ	1-3	畑	0.0340	広葉樹	25				
4	南松野	96-49				畑	0.0095						
5	南松野	96-62				畑	0.0072						
6	南松野	96-41	136	ろ	1-1	畑	0.0423	針葉樹 広葉樹	51				

この計画に同意する。													
権利の設定を受ける市町村（乙）		所在地		同上			名称		富士市長 小長井 義正				
権利を設定する森林の森林所有者（甲）		住所又は所在地		同上			氏名又は名称		[Redacted]				

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにする。
(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)										
	F4-120	経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	富士市長 小長井 義正	(氏名又は名称)	静岡県富士市永田町1丁目100番地	(住所又は所在地)									
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢						
1	南松野	539-6	136	ほ	1	畑	0.0261	スギ ヒノキ	60		<p>公告の日から</p> <p>6年(2029.3.31)</p>	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。</p>	
2	南松野	539-16				畑	0.0178								
3	南松野	539-88				畑	0.0231								
4	南松野	550-5	136	ほ	15	畑	0.0251	スギ ヒノキ	60						
5	南松野	550-8				畑	0.0357								
6	南松野	559-3	136	ほ	14	山林	0.0370	スギ	54						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称		権原の種類
1	南松野	539-6	136	ほ	1	畑	0.0261	スギ ヒノキ	60					
2	南松野	539-16				畑	0.0178							
3	南松野	539-88				畑	0.0231							
4	南松野	550-5	136	ほ	15	畑	0.0251	スギ ヒノキ	60					
5	南松野	550-8				畑	0.0357							
6	南松野	559-3	136	ほ	14	山林	0.0370	スギ	54					
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村（乙） 所在地 同上 名称 富士市長 小長井 義正</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住所又は所在地 同上 氏名又は名称 XXXXXXXXXX</p>														

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)										
	F4-121	経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	富士市長 小長井 義正	(氏名又は名称)	静岡県富士市永田町1丁目100番地	(住所又は所在地)									
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢						
1	南松野	539-66	136	ほ	1	畑	0.0337	スギ/ヒノキ	60		<p>公告の日から</p> <p>6年(2029.3.31)</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。</p>	
2	南松野	539-78				畑	0.0165								
3	南松野	539-110	130	は	1-2	畑	0.0766	スギ/ヒノキ	60						
					1-1			スギ/ヒノキ	60						
					3			スギ/ヒノキ	60						
					5			スギ/ヒノキ	60						
4	南松野	548-8	136	ほ	13	畑	0.0284	ヒノキ	51						
5	南松野	550-11	136	ほ	15	畑	0.0578	スギ/ヒノキ	60						
6	南松野	550-12								畑	0.0274				
7	南松野	550-13								畑	0.0287				
8	南松野	557-1								畑	0.0314				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称		権原の種類
1	南松野	539-66	136	ほ	1	畑	0.0337	スギ ヒノキ	60					
2	南松野	539-78				畑	0.0165							
3	南松野	539-110	130	は	1-2	畑	0.0766	スギ ヒノキ	60					
			130	は	1-1			スギ ヒノキ	60					
			130	は	3			スギ ヒノキ	60					
			130	は	5			スギ ヒノキ	60					
4	南松野	548-8	136	ほ	13	畑	0.0284	ヒノキ	51					
5	南松野	550-11	136	ほ	15	畑	0.0578	スギ ヒノキ	60					
6	南松野	550-12				畑	0.0274							
7	南松野	550-13				畑	0.0287							
8	南松野	557-1				畑	0.0314							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙） 所在地 **同上** 名称 **富士市長 小長井 義正**

権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住所又は所在地 **同上** 氏名又は名称 

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにすること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)					(名称)					(所在地)					
	F4-125	富士市長 小長井 義正					静岡県富士市永田町1丁目100番地					(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)											経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考						
1	南松野	550-16	136	ほ	15	畑	0.0340	サ*ヒ/キ	60		公告の日から	6年 (2029.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いを行わない。</p>	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	南松野	550-16	136	ほ	15	畑	0.0340	ナギヒノキ	60				

この計画に同意する。			
権利の設定を受ける市町村 (乙)	所在地	同上	名称
			富士市長 小長井 義正
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)	住所又は所在地	同上	氏名又は名称

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにする。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)											
	F4-126	富士市長 小長井 義正		静岡県富士市永田町1丁目100番地												
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)										
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	木島	1340-2	131	に	30	山林	0.2965	スギ	60		公告の日から	6年 (2029.3.31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。	
2	木島	1341	131	に	28	山林	0.0386	スギ	60							
3	木島	1373	131	ろ	20	畑	0.1795	スギ/ヒキ	52							
4	木島	1376	131	ろ	21	畑	0.0476	スギ/ヒキ	52							
5	木島	1382-003	132	ち	47	山林	0.0100	スギ/ヒキ	59	林小班の一部						
			132	ち	48			スギ/ヒキ	59							
			132	ち	50			スギ/ヒキ	59							
			132	ち	51			スギ/ヒキ	59							
			132	ち	53			スギ/ヒキ	59							
6	木島	1517-1	132	ち	62	山林	0.1000	スギ/ヒキ	59	林小班の一部						
			132	ち	64			スギ/ヒキ	59							
			132	り	5			スギ/ヒキ	59							
			132	り	6			スギ/ヒキ	59							
			132	り	7			スギ/ヒキ	59							
			132	り	8			スギ/ヒキ	59							
			132	り	9	スギ/ヒキ	59									
			132	り	10	スギ/ヒキ	59									
			132	り	11	スギ/ヒキ	59									

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	木島	1340-2	131	に	30	山林	0.2965	スギ	60				
2	木島	1341	131	に	28	山林	0.0386	スギ	60				
3	木島	1373	131	ろ	20	畑	0.1795	スギ ヒノキ	52				
4	木島	1376	131	ろ	21	畑	0.0476	スギ ヒノキ	52				
5	木島	1382-003	132	ち	47	山林	0.0100	スギ ヒノキ	59	林小班の一部			
			132	ち	48			スギ ヒノキ	59				
			132	ち	50			スギ ヒノキ	59				
			132	ち	51			スギ ヒノキ	59				
			132	ち	53			スギ ヒノキ	59				
			132	り	12			スギ ヒノキ	59				
6	木島	1517-1	132	ち	62	山林	0.1000	スギ ヒノキ	59	林小班の一部			
			132	ち	64			スギ ヒノキ	59				
			132	り	5			スギ ヒノキ	59				
			132	り	6			スギ ヒノキ	59				
			132	り	7			スギ ヒノキ	59				
			132	り	8			スギ ヒノキ	59				
			132	り	9			スギ ヒノキ	59				
			132	り	10			スギ ヒノキ	59				
			132	り	11			スギ ヒノキ	59				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙） 所在地 同上 名称 富士市長 小長井 義正

権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住所又は所在地 同上 氏名又は名称 XXXXXXXXXX

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにする。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	F4-128	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)				(名称)				(所在地)					
		富士市長 小長井 義正				(氏名又は名称)				(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢						
1	木島	1517-017	132	ち	62	山林	0.2000	スギ ヒノキ	55	貸付林	公告の日から 6年 (2029.3.31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。	

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)											
	F4-129	富士市長 小長井 義正		静岡県富士市永田町1丁目100番地												
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)										
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	南松野	96-25	136	ろ	1-1	畑	0.0302	広葉樹	25		公告の日から	6年 (2029.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。</p>	
2	南松野	96-72				畑	0.0034									
3	南松野	96-42	136	ろ	1-1	畑	0.0198	杉*ヒノキ	51							

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	F4-130	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)				(名称)				(所在地)					
		静岡市 小長井 義正				(氏名又は名称)				(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢						
1	南松野	353-1	136	に	10	山林	0.0178	スギ ヒノキ	58		公告の日から 6年 (2029.3.31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。	
2	南松野	360-1	136	に	21	山林	0.0872	スギ ヒノキ 広葉樹	57						
3	南松野	361-3	136	に	28	畑	0.0482	スギ ヒノキ	58						
4	南松野	364-1	136	に	26	畑	0.0462	スギ ヒノキ 広葉樹	57						
5	南松野	370-1	136	に	25	山林	0.1097	スギ ヒノキ 広葉樹	57						
6	南松野	373-6	136	に	30	畑	0.1044	広葉樹	62						

2 共通事項

経営管理権集積計画に定めた経営管理権及び経営管理受益権（金銭の支払いを受ける権利）は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるものとする。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施することとする。

(2) 受託者の義務

① 乙が経営管理実施権配分計画を定めることにより、経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は、甲に対して善管注意義務を負うものとする。これにより、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙は、経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画に規定された権限の範囲内において、経営管理実施権者に対して監督責任を負うものとする。

② 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同様の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹の権利は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。また、公告した経営管理権集積計画の写しについて、甲に送付するものとする。なお、乙に設定された経営管理権は、公告した後に、当該森林の所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力が持続されるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせていたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となった場合は、気象災等により被害が生じたことにより、(10)により復旧を行う場合を除いて、経営管理権集積計画から当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得なければならない。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めた経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項を実施するために必要な場合は、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項を実施するために必要な場合は、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、乙以外の者に当該設置された施設の維持管理を任せることができる。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ、第三者から立木の除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が立木の除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について、甲への還元額（D）が生じた場合、経営管理実施権者が甲に対して、還元額の明細書を通知するものとする。

(9) 森林施業による測量の実施

① 乙は、経営管理権集積計画について、甲からの同意を得た上で、測量を実施することとする。

② 乙は、測量を実施した成果を現地で把握できるように測量杭を打設し、位置情報（座標）を把握することで、森林施業の範囲の明確化に努めるものとする。

③ 乙は、甲の所有する当該森林と隣接する森林所有者との合意形成の必要が生じた場合は、境界を明確化するための測量調査など必要な措置を講じるものとする。

- (10) 森林保険
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が森林保険の給付額の範囲内で復旧を行うこととする。
 - ② 経営管理実施権者は、甲を被保険者として、当該森林についての森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
 - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金が受給される場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が復旧する用に供するために、当該保険金を復旧費用として適用することとする。
- (11) 災害等による経営及び管理の取り扱い
- 次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になってしまった場合、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
 - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
 - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わないものとする。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
- 経営管理権の存続期間が満了した場合において、甲と乙との間における金銭の受渡しは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、経営管理権の設定を受けた森林について、経営管理権集積計画の内容に適合する範囲内において、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、公告することによって、乙が選定した林業経営者に当該森林の経営管理実施権を設定することができる。
 - ② 乙は、経営管理実施権配分計画を公告する前に、経営管理実施権配分計画及び企画提案書の内容の写しを甲に送付するものとする。
 - ③ 経営管理実施権配分計画が定められた場合、当該森林の経営管理を受託した経営管理実施権者が責任を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。また、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を受ける義務を負う。
 - ④ 経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づいて経営管理実施権者から甲に支払を受けたときは、甲は、経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づいて、乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) 森林利用の制約
- 甲は、当該森林を利用する際には、乙又は経営管理実施権者に事前に連絡しなければならない。
- 乙は、経営管理実施権者が実施する森林施業に支障が生じない範囲内であれば、甲が森林を利用することを認めることができる。
- 乙は、森林保全の観点から、第三者が当該森林に立ち入り、当該森林を無断に使用することが懸念される場合は、進入禁止の立て看板の設置等の必要な措置を講じるものとする。
- (17) その他
- この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定めるものとする。